

平成 26 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 三 井 情 報 株 式 会 社  
代 表 者 代表取締役社長 社長執行役員 齋藤 正記  
(コード番号：2665 東証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 清 水 徹  
(電話番号 03-6376-1008)

### 定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I.1.(1) 変更の理由」の②において定義致します。）の取得につきまして、平成 26 年 12 月 15 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更につきましては、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

#### I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件(1)」）

##### (1) 変更の理由

平成 26 年 10 月 7 日付当社プレスリリース「支配株主である三井物産株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてご報告申し上げますとおり、三井物産株式会社（以下「三井物産」といいます。）は、平成 26 年 8 月 21 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 26 年 10 月 6 日に終了しております。本公開買付けの結果、三井物産は、平成 26 年 10 月 14 日（本公開買付けの決済開始日）をもって当社普通株式 111,630,193 株（平成 26 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数（1,183,415 個）に対する割合：94.33%（小数点以下第三位四捨五入。））を保有するに至っております。

平成 26 年 8 月 6 日付当社プレスリリース「支配株主である三井物産株式会社による当社株式に対

する公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）においてご報告申し上げますとおり、近年、ICT ハードウェア製品及びアプリケーションにおいて価格競争が激化するとともに、これら ICT システムのコモディティ化（一般化）による価格下落が生じております。また、ICT ハードウェア製品の保守業務についても、製品価格下落の影響を受け、縮小傾向となっております。加えて、システム開発分野におけるお客様のニーズは、個別にシステムを構築し保有する形から、ネットワークを介して提供されるアプリケーションを利用する形であるクラウドサービスへと移行しつつあり、従来の受託開発型のシステム開発及びこれに伴う運用・保守業務は縮小傾向にあります。

このような厳しい市場環境の中、当社は経営努力を重ねてまいりましたが、事業構造の変革が進まず市場環境の変化への対応に遅れが生じたことにより、当社の連結売上高は、平成 19 年 4 月 1 日付の当社（合併前の旧商号：ネクストコム株式会社）と三井情報開発株式会社との合併初年度である平成 20 年 3 月期の 590 億 97 百万円から漸次減少傾向を示し、平成 26 年 3 月期は 459 億 91 百万円でありました。当期純利益も同様に、合併以降、減益傾向が継続しております。当社では、市場環境の変化に合わせ事業構造を早急に変革していくことが、当社事業の継続性の観点からも喫緊の課題と認識しております。

かかる状況の中、当社と三井物産は、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び三井物産は、三井物産グループの IT 分野における中核会社である当社と三井物産との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、本公開買付けによって当社が三井物産の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

当社は、上記のとおり本公開買付けが成立したことから、本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社を三井物産の完全子会社とするため、以下の①から③の方法（以下「本全部取得手続」と総称します。）を実施することと致しました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、下記「(2) 変更の内容」に記載の定款変更案第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）と致します。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設致します（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と

引換えに、A種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものと致します。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付致します。なお、三井物産以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付致します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を三井物産に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に255円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件(1)」は、本全部取得手続のうち①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。なお、当社は非上場会社となる予定ですので、A種種類株式を譲渡により取得するには当社の取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを新設致します。また、これまで当社は、当社定款第7条におきまして、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定しておりますところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件(1)」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件(1)」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件(1)」が承認可決された時点で、その効力を生じるものと致します。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4 億 7,000 万株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4 億 7,000 万株とし、<u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は 4 億 6,999 万 9,980 株、第 6 条の 2 に定める内容の株式 (以下「A 種類株式」という。) は 20 株とする。</u></p> <p><u>(A 種類株式)</u></p> <p>第 6 条の 2 当社は、<u>残余財産を分配するときは、A 種類株式を有する株主 (以下「A 株主」という。) 又は A 種類株式の登録株式質権者 (以下「A 登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種類株式 1 株につき 1 円 (以下「A 種残余財産分配額」という。) を支払う。A 株主又は A 登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A 株主又は A 登録株式質権者は、A 種類株式 1 株あたり、普通株式 1 株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p><u>(A 種類株式の譲渡制限)</u></p> <p>第 6 条の 3 A 種類株式を譲渡により取得するには、<u>当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第17条の2 <u>第13条、第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件(2)」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件(2)」は、「定款一部変更の件(1)」においてご説明申し上げております本全部取得手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件(1)」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに「定款一部変更の件(1)」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、三井物産以外の各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、「定款一部変更の件(2)」に係る定款変更は、本臨時株主総

会において「定款一部変更の件(1)」及び「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において、「定款一部変更の件(2)」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものと致します。

また、「定款一部変更の件(2)」に係る定款変更の効力発生日は、平成 27 年 1 月 21 日と致します。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件(1)」による変更後の定款	追加変更案
(新設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第 6 条の 4 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種類株式を 6,712,788 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p>

## Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件(1)」においてご説明申し上げておりますとおり、当社及び三井物産は、三井物産グループの IT 分野における中核会社である当社と三井物産との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、本公開買付けによって当社が三井物産の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件(1)」においてご説明申し上げております本全部取得手続のうち③を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件(1)」及び「定款一部変更の件(2)」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件(1)」による定款変更に基づき設けられる A 種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種類株式の数については、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種類株式を 6,712,788 分の 1 株の割合をもって交付するものと致します。前記のとおり、三井物産以外の各株主様に対して当社が交付する A 種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付致します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を三井物産に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に255円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件(1)」及び「定款一部変更の件(2)」による変更後の当社の定款の規定に基づき、取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（当該取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を6,712,788分の1株の割合をもって交付するものと致します。

### (2) 取得日

平成27年1月21日

### (3) その他

「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件(1)」及び「定款一部変更の件(2)」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件(2)」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件(2)」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものと致します。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 3. 上場廃止の予定

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件(1)」、「定款一部変更の件(2)」及び「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件(2)」と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 26 年 12 月 15 日から平成 27 年 1 月 15 日まで整理銘柄に指定された後、平成 27 年 1 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

### Ⅲ. 本全部取得手続の日程の概要

本全部取得手続の日程の概要は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集のための基準日設定公告	平成 26 年 10 月 22 日 (水)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の招集のための基準日	平成 26 年 11 月 5 日 (水)
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 26 年 11 月 6 日 (木)
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 26 年 12 月 15 日 (月)
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件(1)」）の効力発生日	平成 26 年 12 月 15 日 (月)
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定	平成 26 年 12 月 15 日 (月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 26 年 12 月 16 日 (火)
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	平成 27 年 1 月 15 日 (木)
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	平成 27 年 1 月 16 日 (金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付に係る基準日	平成 27 年 1 月 20 日 (火)
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件(2)」）の効力発生日	平成 27 年 1 月 21 日 (水)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付の効力発生日	平成 27 年 1 月 21 日 (水)

### Ⅳ. 支配株主との取引等に関する事項

三井物産は当社の支配株主（親会社）であり、上記Ⅱ. 2. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 26 年 6 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、親会社との取引等が、当社ひいては少数株主の権利を害することのないよう常に留意し、親会社と重要な取引等を行うことの決定にあたっては、少数株主にとって不利益なものでないことに関し、利害関係を有しない第三者の意見を入手した上で行う旨を記載しております。

当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保す

るための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり措置を講じております。

また、当社の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏は、本件取得について特別の利害関係を有するおそれがあることから、当社取締役会における本件取得に関する議案の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において三井物産との協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、当該取締役会においては、中島透氏及び馬場由顕氏を除いた当社の取締役全員一致で、本件取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当社の全ての監査役が、当社取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

加えて、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「③ 第三者委員会の設置」に記載のとおり、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、三井物産及び当社取締役会からの独立性が高い、当社の社外監査役であり、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている清塚勝久氏（弁護士）並びに外部有識者である片山典之氏（弁護士）及び遠藤敏史氏（税理士）の3名から構成される独立した第三者委員会を設置し、当該第三者委員会から、(a)本取引の目的は正当であること、(b)本取引における手続は公正であること、(c)本公開買付けの条件（本公開買付け価格を含みます。）は妥当かつ公正であること、(d)本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であること、並びに(e)本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする答申書を平成26年8月5日付で取得しております（なお、当該答申書が本件取得を含む本取引に係るものであることから、当社は、本件取得の実施に際しては、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて入手しておりません。）。

以上を踏まえ、当社としては、本件取得を含む本取引は、少数株主の利益を害するものではないと判断しており、本件取得は上記指針に適合しているものと考えております。

以上